

「LPGガスバルク貯槽移送基準（KHKS0740）」改正案に対する
パブリックコメント（意見募集）の結果について

平成24年7月4日
液化石油ガス規格委員会
委員長 坪井 孝夫

この度、液化石油ガス規格委員会が作成を行っている「LPGガスバルク貯槽移送基準（KHKS0740）」の改正案についてパブリックコメントを実施し、ホームページ上で広く皆様方のご意見を募集いたしました。

ご意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

今回寄せられたご意見及びそれらに対する考え方並びにその対応について、液化石油ガス規格委員会での審議の結果、別添のとおり取りまとめましたのでご高覧のほどお願い申し上げます。

1. 意見募集の結果

ご意見提出数：1件

2. 今後の対応予定

今回いただいたご意見及びご意見に対する考え方・対応内容を別添のとおり整理し、平成24年5月30日～6月13日の期間で実施した液化石油ガス規格委員会委員の書面投票において、了承されました。

以上

問合せ先：

高圧ガス保安協会 液化石油ガス部 市川、南、小田喜

TEL：03-3436-6108

FAX：03-3438-4163

e-mail：lpg@khk.or.jp

L P ガスバルク貯槽移送基準（KHKS0740）改正案に寄せられた意見に対する対応

（注：ご意見及び理由並びにご意見に対する考え方・対応内容は、その旨、概要を取りまとめて示しています。）

整理 番号	提出されたご意見（理由）の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備 考
1	<p>2. 移送作業等の方法</p> <p>〈解説〉</p> <p>4. 運搬の方法について</p> <p>(4) 高圧ガスの移動に関する知識を有する者について</p> <p>(意見)</p> <p>「・・・又は充てん容器等の配送に従事している者等」とあり、解釈によっては高圧ガス・LP ガスに関して無資格者でもいいかのように読み取れる。「・・・配送に従事している者等」の「等」を削除して「移動監視者の資格を有する者又は充てん容器等の配送に従事している者」に限定するか、移動監視者の資格をもたない者がLP ガスの移動について十分な知識を有する事を証明する資格を具体的に記載すべきではないか。</p>	<p>移動時の有資格者による監視については、液石則第 49 条第 8 号の規定により質量 3,000kg 以上の LP ガスを移動する場合を対象として義務づけられております。一方、本基準の適用は 3,000kg 未満の LP ガスの移動を対象としておりますので、有資格者による移動監視義務は生じません。しかしながら、本基準では、LP ガスの移動をより安全かつ確実なものとするため、敢えて液石則の当該規定を準用し、高圧ガスの移動に関する知識を有する者の監視を求めることとしました。このため、ご指摘の箇所につきましては、現行規制よりも上増しの基準内容となっており、改正案のままでも安全は確保できると考えます。</p>	